

令和 7 年 度

定期監査等結果報告書

(議 会 事 務 局)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 議会事務局

(2) 範囲 令和6年4月1日から令和7年8月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和7年11月4日

イ. 講 評 令和7年11月17日

(3) 期 間 令和7年10月6日 ～ 令和7年11月17日まで

7. 監査委員の除斥

議会から選出された郡司掛八千代監査委員については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、本件監査に当たっては除斥とした。

8. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 政務活動費について

政務活動費について、豊前市議会政務活動費の交付に関する条例第9条には、「政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定されている。

時代の変化や技術の進歩、市民ニーズの変動などにより、政務活動費の適切な使途も変わっていく可能性もある。政務活動費の使途基準実施細目を定期的に点検し、適正な運用を行っていただきたい。

また、政務活動費は公金から支払われるため、その使途が適切かどうかを市民に対して明確に示す必要がある。しかし、経費に対する説明が詳細に報告されていないものが散見された。市民への説明責任が果たせるような報告書を作成されたい。

市民の目線に立った政務活動費の支出となるよう、議員と事務局がともに心掛けて適正な事務処理を行っていただきたい。

2. 備品の管理について

備品台帳の整備は、適切に行われていたものの、すでに長期間利用していないと思われる備品が多数保管されていた。このような備品を、譲渡や処分をすることで、備品管理の負担が軽減できるだけでなく、保管場所の有効活用もできる。備品は市の公費から購入した市の財産であり、保管や修繕はもちろん処分についても適切に行っていただきたい。

また、議会図書室は議員の調査研究だけでなく、職員や一般利用者也利用が可能である。収集保管する図書を整理し、議会図書室の充実を図られたい。